

たつの市における地域クラブの在り方に関する方針

たつの市教育委員会

はじめに

中学校の学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある生徒が、自主的主体的な参加による活動を通して、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきました。

あわせて、学校部活動を通して、豊かな人間関係を築くとともに、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、自主的で多様な学びの場として生徒の生きる力を育むことにおいて、大きな効果を発揮してきました。

しかしながら、近年、生徒の学校部活動に求めるニーズが多様化してきたことや、生徒数の減少に伴う教員数の減少により、従前と同様の体制で運営することは難しくなってきました。さらに、専門的な指導力をもった顧問の不足、学校部活動指導にあたる教員の多忙化など多くの課題が顕在化し、これまでの指導体制を継続することはより一層厳しくなっています。

このような状況を踏まえ、たつの市教育委員会では、学校部活動に関する国の動向やスポーツ庁・文化庁が示した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月）」を参酌した上で、学校部活動を見直し、学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動（以下、「地域クラブ」）の創設を推進していくことにしました。

「部活動の地域展開」を通して、少子化の中でも将来にわたり、子どもたちが主体的に文化・スポーツ活動を選択し、継続して親しむことができる機会を確保することを目指すとともに、学校部活動の教育的意義も含めて地域クラブの取り組みを推進するため、本方針を策定します。

たつの市教育委員会

目 次

はじめに

1 地域クラブの基本的な考え方	P 3
2 地域クラブにおける活動方針の策定	P 4
3 適切な運営のための体制整備	P 4
4 地域クラブにおける効果的な指導	P 4
5 地域クラブにおける適正なスタッフ等の配置	P 4
6 体罰・暴言・ハラスメントの根絶	P 5
7 地域クラブにおける教師等、学校関係者の兼職兼業	P 5
8 地域クラブにおける活動内容	P 5
9 地域クラブにおける事故防止及び健康管理	P 6
10 休養日及び活動時間	P 6
11 中学校体育連盟主催大会への参加や吹奏楽連盟主催のコンクールへの参加	P 7
12 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減	P 7
13 保険の加入	P 7
14 個人情報の取扱い	P 7
15 たつの市教育委員会のかかわり	P 8
16 付則	P 8

1 地域クラブの基本的な考え方

(1) 地域クラブの目指す姿について

たつの市における地域クラブの活動は以下の3つを目指すものとする。

- ①生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、学校・地域と連携し、子どもたちが主体的に活動し、部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出される場とする。
- ②一人ひとりのニーズに合わせ、子どもたちがより専門的で安全な活動を行う。
- ③地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備し、体験格差を解消する。

(2) 本方針における地域クラブとは

地域クラブとは、これまで学校が主体となってきた部活動を新たに地域が主体となって活動する地域クラブ活動に展開することである。また、地域連携とは、学校の部活動において、指導者等を活用することや部員が少ない学校では、複数の学校で合同練習を行うことである。これらの活動により、地域におけるスポーツ文化芸術活動に親しむ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の確保の充実に取り組むことが可能となる。

本方針ではたつの市教育委員会へ登録申請を行い、その認可を受け、「社会教育」を実施する団体を地域クラブとする。登録については、「たつの市公認地域クラブ活動に関する認定要項」に基づいて行う。

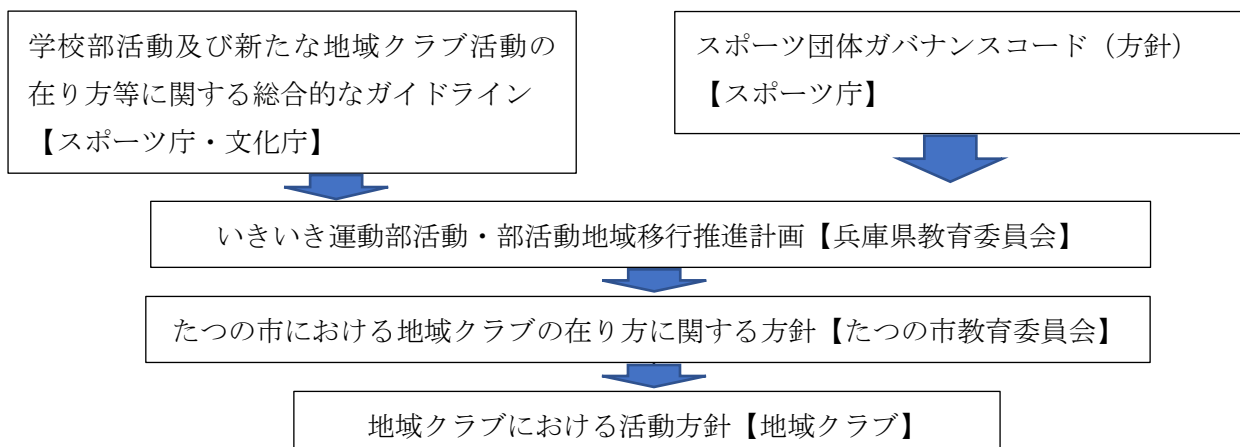
(3) 地域クラブの意義について

生徒が自主的で多様な学びができる環境にするとともに、部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにする。参加者が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、参加者の心身の健全育成等を図るためだけでなく、地域住民にとってもより良い地域スポーツ・文化芸術環境となることを目指す。

また、指導を希望する競技、種目、分野等の活動・指導経験があるとともに、指導者資格等による専門性の高い指導力の確保を目指す。

さらに、学校と地域の連携が深まることで、「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる」という意識のもと、生徒の望ましい成長を保障できる。

(4) 本方針の位置付け



2 地域クラブにおける活動方針の策定

- (1) 地域クラブは、本方針に則り、活動方針を策定しなければならない。
- (2) 地域クラブは、参加者やその保護者等に広く活動方針を公表するとともに、その活動方針に則り地域クラブを運営する。
- (3) 地域クラブは、活動方針をたつの市教育委員会へ提出しなければならない。

3 適切な運営のための体制整備

(1) 活動計画・活動練習状況表

指導者は、毎月の活動計画（活動日・休養日・大会参加日等）及び学期毎の活動練習状況表（活動日時・休養日・大会参加日時等）を作成し、たつの市教育委員会に提出する。その際、生徒の多様なニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重して作成する。また、毎月の計画や大会・コンクール等の開催予定などを事前に生徒・保護者に伝える。

(2) 活動の指導・是正

たつの市教育委員会は毎月の活動計画及び学期毎の活動練習状況表を確認するとともに、全体的な活動内容の把握に努め、適宜、指導、是正を行う。また、学校と地域・保護者が共に生徒の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、保護者の理解と協力を促す。

4 地域クラブにおける効果的な指導

- (1) 地域クラブは、それぞれの文化・スポーツ活動の特性を踏まえた科学的・合理的な内容を積極的に取り入れ、効率的かつ効果的な活動を実施する。
- (2) 指導者は、生徒の健全な成長の確保の観点から、適切な休養を取りながら、参加者が短時間に集中して取り組めるようにする。
- (3) 地域クラブは、参加者の多様なニーズに応えられるよう、指導を希望する競技、種目、分野等の活動・指導経験があるとともに、指導者資格等による質の高い指導力の確保を目指す。
- (4) 地域クラブは、参加者の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、参加者がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、参加者とコミュニケーションを十分に図り、発達の個人差や成長期における体と心の状態等を鑑みた上で指導を行う。

5 地域クラブにおける適正なスタッフ等の配置

- (1) 地域クラブは、指導内容の充実を図り、多様なニーズに応えられるよう、責任者のみをもって運営することはせず、スタッフは、責任者や指導者など複数名以上を原則とする。
- (2) 地域クラブは、その参加者の目的に応じて指導者の資格を必ず求めるものではないが、専門

的な指導を行う場合にはその資格を有することが望ましい。

- (3) 地域クラブの内、スポーツ活動の指導にあたる指導者は、スポーツに精通したスポーツドクターや有資格のトレーナー等と緊密に連携するなど、生徒を安全・健康管理等の面で支える。
- (4) 地域クラブの内、文化活動の指導にあたる指導者は、文化芸術活動で留意する必要がある著作権について研修等を行い、地域における文化芸術活動の中で指導者の理解を深める。

6 体罰・暴言・ハラスメントの根絶

指導にあたっては、体罰はもとより生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は許されない。体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであり決して許されないものであるとの認識を、すべての指導者がもつことが不可欠である。

【体罰等の許されない指導と考えられるもの（例）】

- ①殴る、蹴る等
- ②社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は、限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。
- ③パワーハラスメントと判断される発言や行為、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。
- ④セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。
- ⑤身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするような）な発言を行う。
- ⑥特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

7 地域クラブにおける教職員等、学校関係者の兼職兼業

- (1) 地域クラブは、指導者本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に配慮しなければならない。また、指導者の健康や本来の職務に支障がないことを常に確認しなければならない。
- (2) 地域クラブは、教職員等を地域クラブのスタッフとして雇用等する際、居住地を考慮するとともに、異動や退職等があっても継続的・安定的に地域クラブに従事可能か確認しなければならない。
- (3) 教職員等が平日に地域クラブに従事する場合には、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」も参照し、法定労働時間等の基準から兼職兼業の対象ではない。

8 地域クラブにおける活動内容

- (1) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、競技・大会施行で特定の種目や分野に継続的に専念する活動だけでなく、レクリエーション的な活動や、複数の活動を同時に体験することを含

め、生徒の施行や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保する。

- (2) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の自主的・自発的な活動を尊重しつつ、ほかの世代向けに設置されている活動に生徒と一緒に参画できるようにするとともに、その内容等を生徒や保護者に対して周知する。

9 地域クラブにおける事故の防止及び健康管理

- (1) 地域クラブは、中学校施設（備品も含む）、使用する用具等について定期的な安全点検を行い、事故の未然防止に努めるとともに、不備があった場合は、速やかに中学校、または、たつの市教育委員会へ報告しなければならない。
- (2) スポーツ医・科学の見地から、練習効果を得るためには、休養を適切に取ることや過度の練習が成長期の生徒のスポーツ障害・けがのリスクを高めたり、バーンアウトをおこしたりすることにつながることを理解する。
また、女子の成長期における心と体の状態に関する正しい知識を得た上で指導を行う。
- (3) 地域クラブは、活動時期、活動時間及び活動場所の気温や湿度など環境条件を把握し、活動時間の短縮や活動の中止などについて適切に判断し、熱中症等事故防止に努める。
- (4) 地域クラブは、活動開始時に参加者の健康状態・疾病・傷病の状況などの健康観察を行い、健康状況を把握して適切に対応するとともに、参加者が主体的に体調管理に努めることができるよう指導する。
- (5) 地域クラブは、活動施設のどこにAEDがあるか把握しておくとともに、定期的に救急救命講習を受講することが望ましい。
- (6) 地域クラブは、事故が発生した場合、速やかに応急手当、対応を行い責任者へ報告を行う。
また、事故の状況に応じて救急搬送を要請するなど必要な措置を講ずる。

10 休養日及び活動時間

- (1) 学校の学期中は、週当たり2日以上（平日、休日とも少なくとも1日以上、週末大会の場合は休養日を他の日に振り替えることができる）を設ける。
- (2) 夏休みなど長期休業中は学校の休業日の扱いに準じるものとする。
- (3) 地域クラブ活動は基本的に自由参加を原則とし、取り組む時間については、競技志向の強い者も含め、生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とする必要があるため、1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うことが望ましい。
- (4) 地域クラブが中学校施設を使用する場合は、平日は16時から18時、休日は8時から17時を基本とする。
- (5) 地域クラブは、定期考査の実施1週間前や、地域・学校の実態を踏まえ、参加者の実情に応じて活動を考慮する。

1 1 中学校体育連盟主催大会等への参加

- (1) 中学校体育連盟主催大会に参加を希望する地域クラブは、兵庫県中学校体育連盟事務局へ必要な書類を提出し、地域クラブとして認可を受けなければならない。必要書類等の詳細や各種競技部の細則については、兵庫県中学校体育連盟のホームページを参照すること。

【兵庫県中学校体育連盟ホームページ】

<https://www.hyogo-sports.jp/federation/>

- (2) 吹奏楽連盟主催のコンクールへの参加を希望する地域クラブについては、兵庫県吹奏楽連盟へ問い合わせを行い、必要な手続きを行う。

【全国吹奏楽連盟ホームページ：連盟規定（抜粋）、定款、大会規定等】

<http://www.ajba.or.jp/company.html#kitei>

【兵庫県吹奏楽連盟ホームページ】

<http://www.hyougokensuiren.com/>

1 2 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

- (1) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、参加者や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。
- (2) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営の透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。

1 3 保険の加入

- (1) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、指導者や参加者に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険はもとより、自転車を使用する場合は、自転車保険に加入するものとする。
- (2) 争訟対応に関しての保険加入については、地域クラブの運営団体・実施主体の任意とする。

1 4 個人情報の取扱

- (1) 地域クラブは、個人情報の保護に関する法律を遵守する他、活動によって知り得た情報を漏洩せず適正に取り扱うこと。
- (2) 地域クラブの宣伝等でSNS等を利用する場合、個人データや写真が使用される場合は、必ず本人の同意を得て、適正に取り扱うこと。

1 5 たつの市教育委員会のかかわり

- (1) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の把握を行う。
- (2) 地域クラブへ必要に応じてヒアリングを行うとともに、本方針の内容を遵守しているか適宜、確認する。
- (3) 安全な地域クラブ活動の実施に向けて下記の取り組みを行う。
 - ・熱中症予防、頭部外傷やスポーツ外傷の予防、応急処置等については、専門医を講師に招聘し、研修を実施する。
 - ・たつの市の関係部署と連携し、地域クラブ活動の運営団体・実施主体へ様々なスポーツ・医学に関する研修会を広く紹介する。
- (4) 地域クラブ活動に関する相談を受け、適宜、地域クラブへ指導助言を行う。
- (5) 参加者が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるように、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を市ホームページに掲載するとともに、小中学校と連携して参加者へ案内する。
- (6) 地域クラブ活動に係る施設使用料を低廉な額としたり、経済的に困窮する家庭の生徒の参加費用の支援等の取り組みを進める。

1 6 附則 令和7年1月19日 施行